

○(参考2)よくある質問

番号	質問	回答
1	奨学のための給付金を申請するにはどうすればよいですか？	群馬県では年に1回毎年7～9月に申請を受け付けています。 県内学校の場合は、学校から案内があるので、学校指定の期限までに学校へ提出してください。 県外学校の場合は、群馬県HP（毎年7月更新）から申請書類をダウンロードし、必要書類とともに群馬県庁へ郵送提出してください。
2	昨年度申請したのですが、今年度も申請は必要ですか？	必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。給付は年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。
3	昨年度申請を忘れていました。今からでも申請することはできますか？	年度をさかのぼっての申請はできません。
4	保護者等とはだれを指していますか？	高等学校等就学支援金で所得確認対象となっている親権者や主たる生計維持者等を指します。 保護者等が両親の場合、一方に収入がない場合でも、保護者等全員（両親）の所得課税証明書が必要です。 なお、高校生等の健康保険法等における扶養者を申請者として申請書を記入してください。
5	生徒は県内の高校に在学していますが、両親は他県在住です。申請できますか？	生徒の保護者等がお住まいの都道府県から給付されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。
6	母が群馬県在住、父が県外在住です。どちらへ申請すればよいですか？	7月1日現在（7月2日以降の家計急変世帯にあつては基準日現在）で保護者等が当該世帯の生活の本拠と考えている都道府県へ申請してください。2つの都道府県に申請することはできません。
7	同居している家族全員が非課税でない対象になりませんか？	生徒の保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であれば給付対象になります。その他の家族の課税は問いません。
8	均等割が課税されていますが、対象になりますか？	道府県民税及び市町村民税の「所得割」が非課税であれば、「均等割」に課税されていても給付対象になります。
9	所得割が非課税かどうかはどのように確認できますか？	以下の方法で御確認いただけます。年度誤りのないよう御注意ください。 なお、申請には所得課税証明書（非課税証明書）が必要です。 ①マイナポータル（政府運営オンラインサービス） https://myrna.go.jp/ ※マイナンバーカードをお持ちの場合 ②特別徴収税額通知書 ※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合 ③住民税納税通知書 ※直接市町村へ市県民税を納税している場合 ④所得課税証明書（非課税証明書） ※申請年の1月1日現在の住所地市町村で発行
10	所得課税証明書はコピーでもよいですか？	コピーは原則不可です（就学支援金等の申請で既に原本を群馬県私学・青少年課へ提出済みの場合に限り、コピー可とします）。
11	給付金はいつ頃どのようにもらえますか？	9月末までに群馬県へ申請した方については、申請書記入の口座へ12月中旬に振込予定です。県内学校の場合、学校のとりまとめ提出時期により振込が遅くなる場合があります。